破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７８号
長崎県佐世保市鹿町町鹿町1117番地１
破産者　吉澤　　誠
１　決定年月日　平成29年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市黒髪町6179番地２、前住所長崎県佐世保市早苗町138番地２　メゾネット宮崎Ⅱ　102号室
破産者　岡　知詠子
１　決定年月日　平成29年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
茨城県つくば市観音台１丁目17番地１　パールハイツ205号、前住所茨城県つくば市緑が丘41番地12
破産者　後藤　　直
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２０６号
茨城県つくばみらい市神生851番地
破産者　宮本　　清
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２３０号
茨城県つくば市島名2323番地（諏訪Ｃ12街区２）ミレニオつくば万博記念公園605号
破産者　岩崎　秀和
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５９号
群馬県太田市大原町863番地１　かめやハイツ102号、前住所群馬県太田市藪塚町1967番地21
破産者　道場　義信
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３２２号
大阪府和泉市仏並町606番地、前住所大阪府和泉市伏屋町５丁目９番１―206号
破産者　坂口　紀久
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
大阪府岸和田市加守町３丁目12番２号、居所愛知県豊田市松ケ枝町３－４－１シャンポールミヤ101号
破産者　大濵　実弓（旧姓丸尾）
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６４号
大阪府貝塚市窪田19番地11
破産者　上木原　綾
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
鹿児島県指宿市湊３丁目５番13号
破産者　濵崎　誠哉
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１９３５号
札幌市北区北33条西11丁目４番５号　ピースレジデンツ201号
破産者　秋山　典子（旧姓福田）
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７７号
札幌市手稲区前田５条５丁目３番７号　竹内秀樹方、住民票上の住所北海道美唄市東５条南６丁目２番10号
破産者　美濃　良明
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
宮城県登米市南方町峯４番地２
破産者　千葉　美幸
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第３１号
秋田県にかほ市平沢字琴浦30番地２
破産者　髙橋　弘美
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１３２号
福島県郡山市富田町字逆池北18番地の５　橋本愛子方、前住所長野県岡谷市川岸上３丁目11番11号
破産者　小松　幹子
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
茨城県筑西市海老ヶ島2119番地３
破産者　大塚　重幸
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１３０号
茨城県筑西市藤ケ谷1056－２　藤倉ハイツＡ棟101号室、住民票上の住所茨城県筑西市関舘281番地１
破産者　糸井　幸雄
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４９号
茨城県筑西市伊讃美1213番地６
破産者　緑川　久子（旧姓市村）
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３２号
埼玉県上尾市二ツ宮951番地　二ツ宮前団地２―106、破産手続き開始決定時の住所埼玉県桶川市大字上日出谷1269番地の265
破産者　前原トシ子
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係